

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業

新築建築物のZEB普及促進支援事業
既存建築物のZEB化普及促進支援事業

公募要領

公募期間：令和7年3月28日～5月9日

令和7年3月

SERA

一般社団法人静岡県環境資源協会

補助金の申請及び受給をされる皆様へ

令和7年3月
一般社団法人静岡県環境資源協会

一般社団法人静岡県環境資源協会（以下「SERA」という。）では、環境省から令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業）の交付を受け、建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業実施要領（令和6年2月1日付け環地温発第2402013号。以下「実施要領」という。）別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部について、補助金を交付する事業を実施します。

本事業は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。従って、SERAとしましても厳正に補助金交付事業の執行を行うとともに、虚偽などの不正行為等に対しては厳正に対処いたします。

本公募要領では、令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業）交付規程（令和7年3月25日付け静環資支発第060106号（以下「交付規程」という。）の委任を受け、間接補助事業のうち、新築建築物のZEB普及促進支援事業／既存建築物のZEB化普及促進支援事業について、交付申請及び補助金の受給に必要な重要事項等を記載しております。

本補助金に対し交付申請をされる方、採択後、交付決定を受け補助金の受給をされる方におかれましては、交付規程および本公募要領並びに各種規程（以下「交付規程等」という。）を熟読のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

【特に重要な事項】

- 1 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業）交付要綱（令和6年2月1日付け環地温発第2402013号。以下「交付要綱」という。）及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
- 2 提出書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 3 SERAから補助金の交付決定を通知する以前において契約・発注等を行って生じた経費については、交付規程等に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 4 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければなりません。また、取得財産等について、財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前にSERAの承認を受けなければなりません。なお、SERAは、取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 5 事業の実施により、エネルギー起源CO2の排出量が確実に削減されることが重要です。このた

め、申請においては、算出過程も含む CO2 の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。

- 6 SERA は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 補助事業の実施に関し不正行為等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取消し対象となった額について返還を命じます。また、補助金の不正受給等が発覚した場合、SERA ホームページを通じて、申請者の名称等を公表します。なお、補助金に係る不正行為に対しては、適正化法第 29 条から第 33 条において、刑事罰等が科される旨規定されています。
- 8 万が一、交付規程等が守られず、SERA の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還等の対応を求めることがあります。あらかじめ補助金に関するこれらの規程を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

●前回からの変更点

- ・遮熱塗料を補助対象に追加しました。
- ・水害及び土砂災害に対するレジリエンス性能の確保が加点措置から要件となりました。
- ・エコ・ファースト認定を受けている場合について、審査段階における加点措置を設けました。
- ・令和 6 年に発生した能登半島地震の被災地域において被災建築物を建て替え・改修する事業については、審査段階における加点措置を設けました。
- ・交付申請は、原則「jGrants 電子申請システム」を利用して申請することとなりました。

公募要領目次

第1章 公募する事業の内容

1. 対象事業	2
2. 対象施設	6
3. 対象設備等	7
4. 申請者	7
5. 補助金の交付額	9
6. 補助事業期間	10
資料1. 新築／既存建築物の ZEB 普及促進支援事業の補助対象費用の範囲	11
資料2. エネルギー計算について	21
資料3. エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)における未評価技術について	22

第2章 補助事業の実施に関する事項

1. 事業スケジュール	27
2. 補助対象事業の選定	28
3. 申請にあたっての留意事項	30
4. 補助事業採択後における留意事項	30
5. その他	34

第3章 公募（申請）に関する事項

1. 交付申請の方法	37
2. 問い合わせ先	39

※申請用紙等は SERA ホームページよりダウンロードしてください

第1章 公募する事業の内容

本公募要領は、「建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業」のうち、「ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業」内の「新築建築物の ZEB 普及促進支援事業」及び「既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業」について定めたものである。

新築建築物の ZEB 普及促進支援事業
既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業

新築建築物の ZEB 普及促進支援事業

既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業

●事業の目的

本事業は、地方公共団体所有施設及び民間業務用建築物等（以下「業務用建築物」という）において、年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなる建物（以下「ZEB」という。）の実現に必要な省エネ・省 CO2 性の高いシステムや設備機器等の導入にかかる費用の一部を支援することで、業務用建築物における ZEB 化の普及拡大を図ることを目的とする。

●対象事業の基本的要件

- ・事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- ・提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ・本事業の補助により導入する設備等について、国から他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）設備においては、固定価格買取制度（FIT）等による売電を行わないものであること。
- ・別紙 3 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。なお、交付決定後に誓約事項に記載されている事項に該当することが判明した場合は、交付決定の取消しを行う。

1. 対象事業

業務用建築物において、ZEB の実現に必要な省エネ・省 CO2 性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業であって、以下の要件を満たす事業を対象とする。

※なお、本事業では『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented を ZEB と示す。＜参考＞に示す「ZEB の定義」は、ZEB ロードマップ及び ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめにおける ZEB の定義であり、本事業の要件とは異なるので、注意すること。

（1）環境性能に関する要件

（ア）建物（外皮）性能について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）（以下「建築物省エネ法」という。）第 35 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」（以下「誘導基準」という。）における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準（以下「外皮性能基準」という。）に適合していること及びそれを証するに必要な資料を提出できること。

（イ）一次エネルギー消費量について

以下のいずれかを満たすものとする。（②は地方公共団体のみ。）

なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、国立研究開発法人建築研究所が公開する計算支援プログラム（以下「WEB プログラム」という。）を使用して算出すること。

- ① 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、再エネを除く設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減 すること。
- ② 延べ面積 10,000 m²以上の建築物のうち、建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、建築物用途ごとに、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 30%以上 (事務所等、学校等の場合は40%以上) 削減すること、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学会において、省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたエネルギー消費性能計算プログラム (非住宅版) における未評価技術¹15項目 (資料3) のうち、1項目以上導入すること。

※一次エネルギー消費量の計算にあたっては、「その他一次エネルギー消費量」を除く。

※詳細は資料2、資料3を参照。

(2) エネルギー利用に関する要件

資料1のBEMSの計測・記録要件に示す計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を、BEMS装置等の導入により整備すること。なお、エネルギー計測システムは以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。
- (イ) 1つのシステムでBELS認証を取得した、または取得する予定の範囲の建築物のエネルギー管理ができるシステムであること。
- (ウ) WEBプログラム未評価技術15項目 (※詳細は資料3.を参照。)を導入する場合は、その効果について計測及び記録が可能なエネルギー計測計画とすること。
- (エ) 補助事業完了後、事業報告時に建物全体のエネルギー使用量と、設備用途区分毎のエネルギー (電力・ガス・燃料油等) 使用量を建築用途毎に月単位で取りまとめ、報告できること。複数の建物用途をもつ建築物の場合は、原則として建物用途ごとに設備用途区分毎に計測・報告ができること。
- (オ) SERAが指定するBEMSデータ報告サイトへの報告に対応できる仕様であること。
*本事業では、補助事業者のデータ提出の便宜を図るために「BEMSデータ報告サイト」が指定される。補助事業者は事業報告書の提出期限までに当該報告サイトにログインして基本設定を行うこと。なお、当該報告サイトの詳細については、事業報告書の提出期限までに交付決定を受けた事業者へ通知する。
- (カ) 本システム等を活用し、需要側設備等を通信・制御できる体制を構築すること。

(3) 環境性能の表示に関する要件

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価 (建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)²) において ZEB のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を事業開始後速やかに取得 (複数年度事業

¹ エネルギー消費性能計算プログラム (非住宅版) における未評価技術の解説、未評価技術の追加について (空気調和・衛生工学会) [http://www.shasej.org/recommendation/4-%20unvalued_technology_in_energy_consumption_performance_calculation_program\(commetary\).pdf](http://www.shasej.org/recommendation/4-%20unvalued_technology_in_energy_consumption_performance_calculation_program(commetary).pdf)

http://www.shasej.org/recommendation/4-%20unvalued_technology_in_energy_consumption_performance_calculation_program20200313.pdf

² 建築物省エネルギー性能表示制度について (住宅性能評価・表示協会) <https://www.hyokakyokai.or.jp/bels/bels.html>

においては、初年度中に取得すること。) し、「省エネルギー性能表示」およびその表示に関する「評価書」の写しを提出すること。また、建築物を賃貸等する事業者は、その賃貸等する補助対象建築物について、建築物省エネ法第33条の2に基づき、エネルギー消費性能を表示すること³。

なお、第三者認証取得にあたっては、第三者認証における申請建物用途と本事業申請における建築用途を合致させ、原則として本事業申請時と同じ計算方法を用いること。実用途とかけ離れた室用途を選択して計算した場合は、BELS における審査結果と本事業の計算結果が整合しない可能性があるため留意すること。

第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、あるいは本事業の要件に不適合となった場合は、速やかにSERAに相談すること。なお、事前にSERAへの相談なく、事業完了時に当該事態が発覚した場合は、交付取り消しとなる場合があるので注意すること。ただし、第三者認証による省エネルギー性能表示の計算方法と本事業の申請に用いた計算方法が異なる事に合理的な理由があり、かつ、本事業の申請に用いた計算に誤りがないことが確認された場合はこの限りではない。

(4) ZEB リーディング・オーナー、ZEB プランナーに関する要件

本事業に申請する場合は、ZEB リーディング・オーナーへの登録を必須要件とする。原則、交付決定後、初年度完了実績報告時まで、必ずZEB リーディング・オーナーへの登録申請を行うこと。

また、全ての事業についてZEBプランナーが関与する事業であること。その場合、ZEBプランナーは交付決定時まで登録が完了している者であること。

(5) 建築物のレジリエンス性に関する要件

(ア) 事業完了後の建築物が建築基準法における耐震基準（1981年改正）を満たすこと。

(イ) 水害・土砂災害に対するレジリエンス性に関する以下の要件を満たすこと。

- ① 補助対象施設が原則、地方公共団体が作成するハザードマップにおいて浸水想定区域となっていない地点にあること。あるいは、補助対象施設が同ハザードマップで浸水想定区域となっている地点にある場合は、施設の機能維持に係る主要設備の設置位置をハザードマップでの想定浸水深と比し十分な高さを確保する又は水密構造の部屋内とするなど、水害等による浸水を想定した設計となっていること。ただし、施設が設置される場所の地形、周辺の河川等の状況など、浸水する可能性が極めて低いと判断できる合理的な根拠を示す資料の提出がある場合は、水害等による浸水を想定した設計は要件としない。
- ② 補助対象施設が原則、地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害の危険性が高い地域に想定される地域でないこと。ただし、土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）に含まれる場所であって、地域特性等を考慮した上で、地方公共団体が防災拠点、避難施設等として位置付ける（予定を含む）施設については、この限りではない。

(6) その他の要件

(ア) 技術や設計手法、費用等の情報開示について

本事業を通じて提出された対象建築物に係る次のデータ等の事業成果の一部については、ZEBの普及促進のため広く一般に公表するため、その趣旨に同意し協力すること。

- ・全景写真（またはパース図等）

³ 建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度（国土交通省）<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

- ・設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様、計算結果（外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位）、システム概念図、費用等
- ・設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要（用途、既築・新築・増改築、地域区分、構造、階数、建築面積、延べ面積等）
- ・事業完了後の実績一次エネルギー消費量の結果や、BEMS データ（エネルギー使用量、運用実績等）

（イ）再エネ設備の設置・運用について

新築建築物においては、再エネ発電設備の設置を要件とする。

既存建築物において再エネ発電設備が設置される場合も含め、当該発電分は主に自家消費されることを原則とする。一方、対象施設の休日等により発生した、蓄電池の充電完了後に発電される余剰電力を、一般送配電事業者との個別契約に基づき電気事業者の系統へ連系する（逆潮流する）ことは妨げない。なお、再エネの固定価格買取制度（FIT）等を活用して売電することは認めない。

当該補助事業により導入した設備等の稼働による売電益等により相当の収益が認められ、営業損益の累計額が補助事業に要した経費の自己負担額を上回った場合、交付規程第8条第1項第12号の規定により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額につき収益納付を行う必要がある。納付額の算出方法については（別添）を参照すること。

（7）優先採択枠

（ア）建築物木材利用促進協定⁴に基づき木材を用いる ZEB について

補助事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用い、かつ以下の要件と本事業のその他の補助要件を全て満たした ZEB については、建築物用途・地域区分等に関わらず、優先採択枠を設ける。なお、当該優先採択枠での申請を行う場合は協定締結が確認できる資料を提出すること。

- ① 本補助事業対象建築物の所有者たる補助事業者自身が協定を締結していること。
（協定の申し入れ者たり得ない地方公共団体が補助事業者である場合は、対象外）
- ② 本補助事業申請時まで協定が締結されていること。
- ③ 本補助事業対象建築物が協定対象区域内の所在であること。
- ④ 協定の構想に沿った内容・条件の木材を本補助事業対象建築物に使用すること。

（イ）CLT（直交集成板）等の新たな木質材料を用いた ZEB について

CLT 等の新たな木質材料を使用し、かつ以下の要件と本事業のその他の補助要件を全て満たした ZEB については、優先採択枠を設ける。なお、当該優先採択枠での申請を行う場合は以下の①、②が確認できる資料を提出すること。

- ① CLT 等を構造耐力上主要な部分に用いていること。
- ② 開口部を除く外皮面積への CLT 等の使用割合が 20%以上であること、CLT 総使用量を延べ面積で除した単位面積当たりの CLT 分等の使用量が 0.05 m³/m²以上であること、または、延べ面積が 10,000 m²以上の場合に 500 m³以上の CLT 等を使用すること。

⁴ 建築物木材利用促進協定（林野庁） https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/index.html

2. 対象施設

次の要件を満たす業務用建築物を事業の対象とする。

(1) 補助対象となる建築物に関する要件

(ア) 面積(申請者別に要件を規定)

本補助金に申請できる建築物の延べ面積を下記①、②に示す。

- ① 地方公共団体等（地方独立行政法人、公営企業を含む。ただし都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）が所有する業務用建築物：面積要件なし
- ② 上記以外の者が所有する業務用建築物（新築の場合は延べ面積*10,000 m²未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 m²未満に限る）

※延べ面積とは、原則、建築物省エネ法第33条の2にもとづく省エネルギー性能表示制度において評価対象となる延べ面積とする。なお、非住宅部分を対象とする。

新築		・建築物省エネ法第33条の2の評価対象予定面積とする。
既存建築物	増築	・増築後の面積を評価対象とする。 ・建築物省エネ法第33条の2の評価対象予定面積とする。
	改築・設備改修	・建築物省エネ法第33条の2の評価対象予定面積とする。

(イ) 用途

その建築物の主たる用途が下表に掲げる用途に供される業務用施設であること。なお、用途は原則として確認申請書により判断する。また、対象外用途の例に示すものは補助対象とならない。

用途	対象用途の具体例※1	対象外用途の例※1	
事務所等	事務所、官公署等	住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋	
ホテル等	ホテル、旅館等		
病院等	病院、老人ホーム、福祉ホーム等※2		
物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケット等		
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等		
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等		
集会所等	図書館等		図書館、博物館等
	体育館等		体育館、公会堂、集会場、競馬場又は競輪場等
	映画館等		映画館等

※1 その他これらに類する用途に供されると SERA において判断される建築物。

※2 サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）などの施設は、建築確認申請の建物用途が非住宅の場合に限り申請可能とする。

（２）複数の用途を含む建築物の申請について

住宅と非住宅の複合建築物を対象とする場合は、非住宅部分が上記（１）を満たすこと。

非住宅の複数用途建築物の一部を申請する場合は、申請対象部分の用途、及び建築物の主たる用途が上表の補助対象用途であり、かつ建物全体（評価対象外を含む非住宅部分）が延べ面積 10,000 ㎡以上の建築物に限り申請対象とする。ただし、対象範囲において最も延べ面積比率の高い建物用途が ZEB のいずれかの定量的要件となること、建物全体（評価対象外を含む非住宅部分）で基準値から創エネを除き 20%以上の一次エネルギー消費量を削減することを条件とする。判断がつかない場合は、SERA へ相談すること。

（３）その他要件等

申請時点において、建物の実施設計が完了している建築物であること（設計費は補助対象外）。

新築の場合は確定検査時に登記簿を確認できるものであること。既築の場合は登記されたものであること（地方公共団体を除く）。

3. 対象設備等

資料 1 に示す設備で次の要件を満たす設備を事業の対象とする。なお、ZEB Ready、ZEB Oriented の事業については、後述するレジリエンス機能に関する加点要件を満たす事業のみ再エネ発電設備、蓄電システムを補助対象とする。（『ZEB』、Nearly ZEB の事業については、上記要件は不要で同設備・システムを補助対象とする。）

（１）補助対象経費

ZEB 化事業を行うために必要な建築物省エネ法第 33 条の 2 に基づく第三者評価機関による認証を受けるために必要な費用、設備費、工事費及び事務費とする。

（２）補助対象経費の算定等

当該システム導入にかかる経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの市場流通価格を参考として算定しているものとする。

4. 申請者

（１）補助金を申請できる者

実施要領第 3（２）に規定する者のうち、補助対象事業の目的に即した機器等を国内の業務用建築物等に導入する者（建築主等）であって日本国内で事業を営んでいる者とする。なお、区分「(コ) その他環境大臣の承認を得て SERA が適当と認める者」に該当する場合は交付申請前に SERA に相談の上、必要な手続（協議）を行うこと。

(ア) 民間企業

(イ) 個人事業主

(ウ) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- (エ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (オ) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (カ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (キ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (ク) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (ケ) 地方公共団体（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）
- (コ) その他環境大臣の承認を得て SERA が適当と認める者

(2) 複数の権利者によって共同所有される建物の場合

共同所有される建物について本補助金の申請を行う場合は、所有者全員による共同申請を行うものとする。この場合、いずれかの所有者を代表申請者として選任すること。ただし、所有者に個人が含まれる場合や、法人格のない管理組合が申請する場合は、「コ その他環境大臣の承認を得て SERA が適当と認める者」に該当するため、承認を受けずに申請することはできないので、事前に SERA を通じて協議を行う。

(3) 複数の権利者によって区分所有される建物の場合

区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成を得て、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和37年法律第69号）に規定される管理者もしくは管理組合法人を代表として申請すること。この場合、申請時に規約と事業に関する集会の決議を提出すること。（管理者を設けない場合は、事前に SERA に相談すること。）

(4) 設備所有者と建物所有者が異なる場合

設備所有者と建物所有者が異なる場合は、設備所有者と建物所有者の共同申請とする。なお、代表申請者は設備所有者とすること。

(5) ファイナンスリースまたは ESCO 事業

設備導入をファイナンスリース契約あるいはシェアードセイビングス方式の ESCO 契約により行う場合、リース事業者あるいは ESCO 事業者を代表事業者とし、建築主等を共同申請者とする。

その際、交付の条件として、リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする。

(6) 代行申請

建築物省エネ法の知識を有する者、プロパティマネジメント会社等の当該テナントビルの経営を代行する者、設備のメンテナンス等を担う法人等（以下「手続代行者」という。）が、建物所有者に代わり申請手続きを行うことを認める。

この場合、手続代行者を申請書の代行申請者欄に記載すること。なお、原則、交付申請後の手続代行者の変更は認めない。手続代行者は原則申請書類に関する SERA からの問合せや訂正依頼、建築に関する技術的な問合せ等の全てに対応すること。

5. 補助金の交付額

原則として補助対象経費の次の割合を補助する。

延べ面積	新築建築物	既存建築物
2,000 m ² 未満	<u>『ZEB』</u> 補助率 2分の1 <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の1 <u>ZEB Ready</u> 補助対象外 (各上限3億円)	<u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2 <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の2 <u>ZEB Ready</u> 補助対象外 (各上限3億円)
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	<u>『ZEB』</u> 補助率 2分の1 <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の1 <u>ZEB Ready</u> 補助率 4分の1 (各上限3億円)	【地方公共団体のみ対象】 <u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2 <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の2 <u>ZEB Ready</u> 補助率 3分の2 (各上限5億円)
10,000 m ² 以上	【地方公共団体のみ対象】 <u>『ZEB』</u> 補助率 2分の1 <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の1 <u>ZEB Ready</u> 補助率 4分の1 <u>ZEB Oriented</u> 補助率 4分の1 (各上限3億円)	【地方公共団体のみ対象】 <u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2 <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の2 <u>ZEB Ready</u> 補助率 3分の2 <u>ZEB Oriented</u> 補助率 3分の2 (各上限5億円)

※1 事業完了時に ZEB ランクが採択時より上がった場合でも、補助率は採択時の内容によるものと同等とする。

※2 交付決定後、交付申請時の ZEB ランクを満たさなくなることが判明した場合は、速やかに SERA に相談すること。なお、事前に SERA への相談なく、事業完了時に ZEB ランクが採択時及び交付申請時より下がった場合は、交付取り消しとなるため注意すること。

なお、CO₂削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式から算定した CO₂ 1tあたりの削減コストが、下表の区分ごとの CO₂ 削減コスト [円/t-CO₂] を超える場合は、当該 CO₂ 削減コスト [円/t-CO₂] × エネルギー起源 CO₂ 排出削減量 [t-CO₂] から求めた補助金額を上限とする。

『ZEB』	120,000 円/t-CO ₂
Nearly ZEB	100,000 円/t-CO ₂
ZEB Ready、ZEB Oriented	50,000 円/t-CO ₂

CO₂削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式

C02 削減コスト[円/t-C02]=

補助金額[円]÷（エネルギー起源 C02 排出削減量[t-C02/年]*¹×耐用年数[年]*²）

*1 事業を実施することによる年間のエネルギー起源 C02 の排出削減量をいう。

*2 補助対象設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号））に定める法定耐用年数をいう。

6. 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とする。交付決定日以降に事業を開始し、令和 8 年 1 月 31 日までに事業を完了すること。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、交付申請時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を 3 年度以内とすることができる。

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある。

新築建築物の ZEB 普及促進支援事業／既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業 補助対象費用の範囲

1 補助対象費用の区分

設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・高性能な建築材料・計測装置等の購入、製造(改修を含む)等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する経費
その他	建築物省エネ法第33条の2に基づく第三者評価機関による認証を受けるために必要な費用 (交付規程では工事費に含まれる)

2 注意事項

- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ・導入する設備等は全て新品であり、かつ補助申請者に所有権のあるものに限る。

3 補助対象となる設備費等の範囲

区分	項目	対象範囲	補助対象設備・費目	
設備費	断熱等 (省エネルギー計算ができること)	建物(外皮)性能が向上する場合に限る	断熱材(断熱材のみ。断熱扉の断熱材以外の装飾等に関わる部分等は対象外)、LOW-E 複層ガラス、高性能窓(断熱・遮熱性能に優れているもの)、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー、遮熱塗料(遮熱性能に優れているもの)等	
		高性能保温材	配管・ダクト保温の交換・新設についても高性能保温材	
	空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る 複数の機器の組み合わせ	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、業務用エアコン(GHP、EHP)※1 熱回収(熱回収型ヒートポンプと蓄熱槽)、氷蓄熱と大温度差搬送などの組み合わせ
		熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分の設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
		ポンプ	省エネ機器に限る	インバータ制御ポンプ(熱源二次ポンプを含む)
		空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV 空調機、全熱交換器組込型空調機、VAV ユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、顕熱交換器、輻射冷暖房システム等(標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外)
		給湯機器	省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等(電気温水器、潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカランまでの配管は対象外)
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	ブラシレス DC モーター型、インバータ制御ファン等(通常の換気扇、選気ファンは対象外)
	再エネ他	再エネルギー利用機器※2	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽光(建材一体型太陽電池を含む※3)、風力、小水力等(発電した電力を主に自家消費する場合に限る)
		未利用エネルギー活用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽熱、井水・河川水・地熱、地中熱、バイオマス、雪氷、排水熱・廃棄物等
		コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ(燃料電池を含む)
		蓄電システム※4	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤(再エネ等により発電した電力等を蓄え、有効利用するものに限る)
	電源	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス(本体のみ)(第2次トッランナー基準で定められたものに限る)
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品

	BEMS (自動制御機器含む)	制御部	制御機器※5 (センサ、アクチュエータ、コントローラ等)、盤類※5 (自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等)、自動制御関連設備 (VAV等)、計測計量装置 (熱量計、CT、電力量計、ガスメーター等)、制御用配管配線及び付属品
		監視部	中央監視装置 (中央監視盤、照明制御盤等)、伝送装置 (インターフェイス、リモートステーション等)、通信装置 (ルータ等)、制御用配管配線及び付属品
		管理部	BEMS 装置※6
設備費	WEBPRO 未評価技術 15 項目	①CO2 濃度による外気量制御	CO2 濃度センサ、MD、VAV 等の制御機器とその間の制御配線、ダクト (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		②自然換気システム	窓を含めた開閉機構、開閉のための制御に必要なセンサ、駆動装置等とその間の制御配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		③空調ポンプ制御の高度化 (VWV 適正容量分割、末端圧力制御、送水圧力設定制御等)	省エネポンプ (モータを含む)、インバータ盤、自動制御盤等の制御装置、制御に必要なセンサ等とその間の制御装置 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		④空調ファン制御の高度化 (VAV 適正容量分割等)	省エネファン (モータを含む)、インバータ盤、VAV 制御盤等の制御装置、制御に必要なセンサ等とその間の制御配線、ダクト、配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		⑤冷却塔ファン・インバータ制御	省エネファン・インバータ制御盤・制御に必要なセンサ等とその間の制御配線、配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		⑥照明のゾーニング制御	ゾーニング制御に係るセンサを含む制御機器とその間の制御配線、制御盤 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		⑦フリークーリングシステム	熱交換器、循環ポンプ (冷却水ポンプとは別に必要な場合)、切替弁、制御装置とその間の制御配線、配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		⑧デシカント空調	デシカントロータ、再生加熱器、顕熱交換ロータ、冷暖房・加湿に必要なコイル等、制御装置とその間の制御配線、ダクト、配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		⑨クール・ヒートトレッチシステム	センサを含む必要な制御装置、ファンとその間の制御配線、ダクト、配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること) ※地下ピットの躯体は補助対象外
		⑩ハイブリッド給湯システム等	ヒートポンプ給湯器、燃焼系給湯器本体、貯湯タンク、循環ポンプ、制御機器と制御配線、配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		⑪地中熱利用の高度化 (給湯ヒートポンプ、オープンループ方式、地中熱直接利用等)	地中熱ヒートポンプ、貯湯槽、地中熱交換器、Uチューブ、採熱配管、循環ポンプ、水中ポンプ等直接利用の熱交換器側のダクト、ファン、給湯配管、冷温水配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		⑫コージェネレーション設備の高度化 (吸収式冷凍機への蒸気利用・燃料電池、エネルギー的利用等)	機器本体、制御機器と配線、ダクト、配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
		⑬自然採光システム	ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト、光ダクトシステム、特殊ブラインド採光システム (グラデーショナルブラインド、クライマー式ブラインド、偏光ブラインド等自然採光に配慮した特殊ブラインドを利用したものに限る) (空衛学会が公表している定義を満足すること) ※一般的なブラインドやロールスクリーンならびに塗装及び塗装工事は補助対象外、建築躯体工事は補助対象外
		⑭超高効率変圧器	機器本体 (空衛学会が公表している定義を満足すること) ※屋外用キュービクルは補助対象外
		⑮熱回収ヒートポンプ	機器本体、制御機器と制御配線、配管、動力配線 (空衛学会が公表している定義を満足すること)
工事費	工事費※7	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る※8※9	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費※10、工事者の現場経費※10 等

その他	省エネルギー性能表示	省エネルギー性能表示に限る	省エネルギー性能の表示に係る費用※11
-----	------------	---------------	---------------------

- ※1 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種に限り補助対象とする。
- ※2 ZEB Ready、ZEB Orientedの事業については、後述するレジリエンス加点要件を満たす場合のみ補助対象とする。（『ZEB』、Nearly ZEBの事業については、上記要件は不要で同設備・システムを補助対象とする。）
- ※3 建材一体型太陽電池は、「建築基準法施行令」第83条から第88条まで及び「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第4条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して耐え得る構造であること及び建材として認定される一定の止水効果を持っていることを補助要件とする。
- ※4 次ページ「蓄電システムについて」を参照のこと。ZEB Ready、ZEB Orientedの事業については、後述するレジリエンス加点要件を満たす場合のみ補助対象とする。（『ZEB』、Nearly ZEBの事業については、上記要件は不要で同設備・システムを補助対象とする。）
- ※5 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。
- ※6 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。
- ※7 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上すること。
- ※8 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。（試掘・残土処分は対象外）
- ※9 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。
- ※10 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。
- ※11 建築物省エネ法第33条の2に基づく第三者評価機関による、ZEB いずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代等）。交付決定日以降に取得したものであること。

■ 補助対象とならない主な経費（例）

- ・ 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- ・ 給排水衛生関係（水栓金具等）
- ・ 冷蔵／冷凍設備（ショーケース等）
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策（サーバーのクラウド化等）
- ・ 家電に類するもの（ルームエアコンを除く）
- ・ 内装、家具類（カーテン、ブラインド等を含む）
- ・ 外装仕上げ材、シャッター、雨戸等
- ・ 再エネによる発電設備（固定価格買取制度（FIT）等による売電を行なうもの）
- ・ 遮熱フィルム
- ・ 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理を行う
（SERAに確認すること）
- ・ 設備に関わる消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 照明機器
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備（エレベーター、エスカレーター）
- ・ 運用に係る経費（電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 設計費
- ・ 現場調査費、諸経費、各種申請・届出経費等
- ・ オプション機器、保証費
- ・ その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない経費等

○蓄電システム（据置（定置）型）について

- ・補助対象経費は創蓄連携に必要な機器及び工事費を含み、補助対象経費全体の20%を上限とする。
- ・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。
- ・原則として、系統からの充電は行わず、再エネ設備によって発電した電気を蓄電するものであること。
- ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・系統からのエネルギー供給が無い場合にあっても、避難設備等の機能を維持することが可能となる適正な容量を確保すること。
- ・導入する蓄電池について、JIS C8715-2、IEC 62619などの類焼試験に適合していること等の第三者機関による証明書および証明に関する資料（温度プロファイル、写真など）を提出できるものであること。
- ・家庭用蓄電池設備（据置（定置）型）については、上記に加えて、次のア～カを満たすこと。

※蓄電池設備（据置（定置）型）の区分は下記のとおり。需要家が法人か個人か、用途が法人用か個人用かなどに関係なく、型番（パッケージ型番）ごとの製品単位の蓄電システムの定格容量[Ah・セル]で判断する。設置する台数によって「業務・産業用」と「家庭用」の区分が変わるわけではないので注意すること（カタログなどに定格容量[Ah・セル]の数値の記載がない場合、メーカーなどに問い合わせ確認すること）。

区分	蓄電システム 機器仕様
家庭用	4,800Ah・セル未満
産業用	4,800Ah・セル以上

ア. 蓄電池パッケージ	蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、「JEMJ」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
イ. 性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。
ウ. 蓄電池部安全基準	○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。
エ. 蓄電システム部安全基準	蓄電システム部が「JIS C4412」に準拠したものであること。また、「JIS C4412」に統合される以前の「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したのもも補助対象として認める。

※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。
オ. 震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。
カ. 保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格初期実効容量が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

OBEMS の計測・記録要件について

■BEMS の計測区分と計測項目について

設備用途区分	計測区分	機器名称	エネルギー種別	エネルギー単位	計測間隔	ファイル名称	備考
エネルギー購入量	電力購入量	受電盤	電力	kWh	30分間以下	Aファイル	
	都市ガス購入量	受入	ガス	m ³			
	LPガス購入	受入	ガス	kG			
	地域熱供給(購入)量	空調・給湯	熱量	MJ			
	重油購入量	受入	重油	L			
	軽油購入量	受入	軽油	L			
	灯油購入量	受入	灯油	L			
創エネルギー	太陽光発電	自己消費量	電力	kWh			
		売電量	電力	kWh			
		発電量	電力	kWh			
コージェネ		電力(発電量)	電力	kWh			
		熱利用・給湯	熱量	MJ			
		熱利用・空調	熱量	MJ			
		熱利用・その他	熱量	MJ			
創エネルギー	太陽光発電以外の再生可能エネルギー	自己消費量	電力	kWh			
		売電量	電力	kWh			
		太陽熱収集・給湯	熱量	MJ			

BEMS 計量値	空調	冷温熱源機器	電力	kWh	30分間以下	Bファイル	以下の項目は、空調エネルギーの計測対象から除外すること。 ・熱供給事業用熱源設備 ・冷凍・冷蔵用機器（ショーケースを含む） ・電算機室用設備 ・融雪・凍結防止設備 ・ロードヒーティング ・温水プール等の加温設備 ・厨房に設置された暖冷房設備（換気設備にて考慮） ・電気室・エレベータ機械室の冷房設備（換気設備にて考慮）
			都市ガス	m3			
			LPガス	kG			
			重油	L			
			軽油	L			
			灯油	L			
		熱源付帯設備	電力	kWh			
		空調機（AHU、FCU）	電力	kWh			
		パッケージ型空調機	電力	kWh			
			都市ガス	m3			
			LPガス	kG			
	全熱交換器・顕熱交換器	電力	kWh				
	空調用外気取入ファン	電力	kWh				
	余剰外気排気ファン	電力	kWh				
	換気	給気ファン	電力	kWh			以下の項目は、換気エネルギーの計測対象から除外すること。 ・スクラバー、ドラフトチャンパー等の局所排気設備 ・機械式駐車場換気設備 ・蓄電池、オイルタンク室用換気設備 ・非常用発電機室換気設備
		排気ファン	電力	kWh			
		循環ファン	電力	kWh			
		換気代替空調機	電力	kWh			
	照明	照明器具	電力	kWh			以下の項目は、照明エネルギーの計測対象から除外すること。 ・コンセント接続のタスク照明 ・非常灯、誘導灯 ・演色照明機器 ・屋外灯、庭園灯、看板灯
	給湯	給湯ボイラ	電力	kWh			以下の項目は、給湯エネルギーの計測対象から除外すること。 ・給茶器ポット、給茶器 ・温水プール、浴場循環加熱用用地及び浄化装置（濾過循環ポンプを含む）
			都市ガス	m3			
			LPガス	kG			
			重油	L			
			軽油	L			
			灯油	L			
		ヒートポンプ給湯器	電力	kWh			
	太陽熱集熱ポンプ	電力	kWh				
昇降機	エレベータ	電力	kWh	以下の項目は、昇降機エネルギーの計測対象から除外すること。 ・巻胴式、油圧式エレベータ ・エスカレータ			

BEMS 計量値	その他(コンセント)	パソコン、OA 機器等のみ	電力	kWh	30 分間以下	B ファイル	以下の項目は、その他(コンセント)エネルギーの計測対象から除外すること。 ・一般コンセント ・自動販売機 ・衛生器具等の機器設備		
	コージェネ	コージェネ	電力	kWh					
			都市ガス	m ³					
			LP ガス	kG					
	建築物の評価対象外設備	WEBプログラムの計算対象外設備	電力	kWh					上段記述の設備・機器等と、以下に示す設備 ・給排水・衛生設備 ・防災、消火、防犯設備 ・厨房設備 ・医療、実験、研究用等機器 ・放送設備
			都市ガス	m ³					
LP ガス			kG						
環境データ 任意	外気温度、外気湿度、室内温度、室内湿度。冷・温水温度、流量	温度 湿度 流量	℃ RH% L/min						
WEB プロ未評価技術の計測	電力、温度、湿度、風量流量等	電力 温度 湿度 風量 流量	KWh ℃ RH% m ³ /h L/min	30 分間以下					

※各機器の計量値は、可能な限り計量区分ごとに分割して計測すること。

※その他(コンセント)の計量は、パソコン、プリンター等のOA機器接続配線に限る。

※「建築物評価対象外」は、WEBプログラム計算の対象に含まれない項目なので、計測器を設けずに全体の使用量から差引計算で求めてもよい。

※BEMS内で未評価技術の削減量等の計算をリアルタイムに行うと計算負荷が高まり計算処理が計測周期内に完結しないと想定されることから、演算はオフライン(バッチ)により行うことを可とする。

※収集データは消去不可の外部媒体へ定期的に残して、不用意な消失を防ぐこと。

■BEMS データ(CSV ファイル)について

以下の仕様を満たす2種類のCSVファイル（Aファイル、Bファイル）を準備すること。

データ形式	CSV（エクセルは不可）		
ファイル単位	1ヵ月ごとにファイル作成		
ファイル種類	A ファイル	ファイル名	A-YYYYMM.CSV（YYYYMM：計測対象の西暦4桁+月2桁）
		供給データ	購入電力/都市ガス/LPガス/油/地域熱供給等及び再エネの太陽光・風力、コージェネ等の発電/排熱の熱利用等（名称、配列は固定。項目名称は以下のCSV記述例を参照）
	B ファイル	ファイル名	B-YYYYMM.CSV（YYYYMM：計測対象の西暦4桁+月2桁）
		消費データ	建築物内設備で電気、都市ガス、LPガス、油等の消費量（負荷側）
収集周期 (粒度)	A ファイル	30分以下	全事業者
	B ファイル	30分以下	全事業者
データ配列	行	ヘッダ行	ヘッダ情報（項目名）をカンマ区切りで記述（“計測日時” “項目1”～“項目n”）
		データ行	計測時刻とその時刻の計測データを各行に配置（例：MM/010,000～MM/31/23:50）
	列	収集時刻+各計測項目を配列（例：“年/月/日/時刻”，“計測1”，“計測2”，“”，“”，・・・）	
		Aファイル	計測項目名称、配列は固定（変えないこと、対象が無くても記入すること）
Bファイル		項目名、配列は任意	
計測データ	文字	半角数字、欠測や対象項目計測なしは、「NULL」または、数字以外の半角文字、スペースも可	
	桁数	最大9ケタ程度	
	小数点	可、位置は任意	
	データ	収集周期(30分以下)毎の使用量(差分データ)	
使用文字	コード	Shift_JIS	
	区切り文字	カンマ	「, 値,」データの無い列は「, ,」として飛ばして良い。
	値の囲み	ダブルクォート	「"xx.xx"」または、「,」区切りのみでも可
	禁止文字	有り	「&」「<」「>」「”」「'」「,」 但し、値の囲みとして「”」の使用は可、区切り文字としての「,」は可。

<参考>ZEB の定義

【ZEB の定義・判断基準】

ZEB とは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再エネを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とする。

特に ZEB の設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法（パッシブ手法）を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

ZEB については以下の通り定義する。

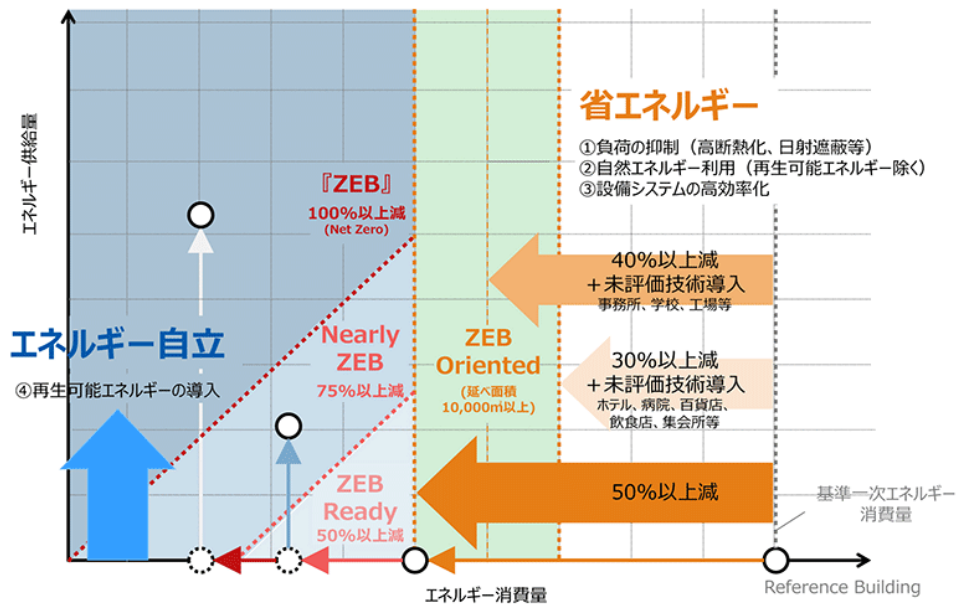
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再エネにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物
ZEB Ready	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備等を備えた建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

なお、「ZEB」は、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented を含めた広い概念をあらわすものとし、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented を含めず狭義の「一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物」の意味で用いる場合には『ZEB』と表現する。

表 ZEB の定義・評価基準

		非住宅※1建築物						
		①建築物全体評価			②建築物の部分評価 (複数用途※2 建築物の一部用途に対する評価) ※3			
		評価対象における基準値からの一次エネルギー消費量※4削減率		その他の要件	評価対象における基準値からの一次エネルギー消費量※4削減率		その他の要件	
省エネのみ	創エネ※5含む	省エネのみ	創エネ※5含む					
『ZEB』		50%以上	100%以上	-	50%以上	100%以上	・ 建築物の非住宅部分全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること	
Nearly ZEB		50%以上	75%以上		50%以上	75%以上		
ZEB Ready		50%以上	75%未満		50%以上	75%未満		
ZEB Oriented	建物用途	事務所等、学校等、工場等	40%以上	-	・ 建築物全体の延べ面積※1が10,000㎡以上であること ・ 未評価技術※6を導入すること ・ 複数用途建築物は、建物用途毎に左記の一次エネルギー消費量削減率を達成すること	40%以上	-	・ 評価対象用途の延べ面積※1が10,000㎡以上であること ・ 評価対象用途に未評価技術※6を導入すること ・ 建築物の非住宅部分全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること
		ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	30%以上	-		30%以上	-	

※1 建築物省エネ法上の定義（非住宅部分：政令第3条に定める住宅部分以外の部分）に準拠する。
 ※2 建築物省エネ法上の用途分類（事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等、工場等）に準拠する。
 ※3 建築物の非住宅部分全体の延べ面積が10,000㎡以上であることを要件とする。
 ※4 一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空調調設備、空調調設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする。（「その他一次エネルギー消費量」は除く）。また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同等の方法に従うこととする。
 ※5 再エネの対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。（但し、余剰売電に限る。）
 ※6 未評価技術は公益社団法人空調調・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものを対象とする。



(出所) 平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ検討委員会 とりまとめ (経済産業省資源エネルギー庁)

※本ページの ZEB の定義・要件等は、本事業の要件ではないので、注意すること。

エネルギー計算について

●一次エネルギー消費量について

・設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量 (E_T) は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める設計一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと（空調 (E_{AC})、換気 (E_V)、照明 (E_L)、給湯 (E_W)、昇降機 (E_{EV})、エネルギー利用効率化設備 (PV+コージェネ) (E_S)、その他 (E_M)) の設計一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

$$\text{設計一次エネルギー消費量 } (E_T) = E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M$$

・基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量 (E_{ST}) は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める基準一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと（空調 (E_{SAC})、換気 (E_{SV})、照明 (E_{SL})、給湯 (E_{SW})、昇降機 (E_{SEV})、その他 (E_M)) の基準一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

$$\text{基準一次エネルギー消費量} = E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M$$

一次エネルギー削減率＝

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量 } (E_T) - \text{その他 } (E_M) + \text{エネルギー利用効率化設備 (PV) } (E_S^*)}{\text{基準一次エネルギー消費量 } (E_{ST}) - \text{その他 } (E_M)}$$

* E_S は再エネを利用した発電に限る

●建築研究所計算支援プログラム (WEB プログラム) による計算について

建物や各設備のデータを WEB プログラムに入力し、外皮性能 (PAL*) と設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量を計算する。

設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算は、建築物の用途・規模に関わらず建築物エネルギー消費性能基準等*に記載された外皮性能の算定方法、設計一次エネルギー消費量・基準一次エネルギー消費量の算定方法に基づき算出する。

この WEB プログラムによる計算は通常計算法 (標準入力法、主要室入力法) を使用し、モデル建物法は使用しないこと。

自ら所有している設備等であって補助対象外の設備 (他の補助金併用も含む) も、エネルギー消費量計算に算入して差し支えない。

計算にあたっては、必ず実用途に近い室用途を選択すること。

※ 建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」 (建築物エネルギー消費性能基準等)

エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における未評価技術について

(1)CO2濃度による外気量制御
①CO2濃度による外気量制御は、室内又は還気のCO2濃度センサー、画像センサーなどによって外気導入量を変化させ、在室人員に合わせて適正な外気導入量に制御することにより、冷暖房時の外気負荷を低減するものである。
②CO2濃度による外気量制御が、主たる室用途の床面積の過半に導入されている。
③CO2濃度が満足しないときに外気導入量を増やす制御のみの場合は対象外とする。
(2)自然換気システム
①自然換気システムは、2方向以上の外部開口、開口部とソーラーチムニーなどの換気塔又はアトリウムやボイドなどの吹抜空間との連携、ナイトパージ（機械換気によるものを除く。）など、煙突効果の利用、建物にかかる風圧の利用、ベンチュリー（誘引）効果の利用、又はそれらの組合せで、積極的な自然通風を促し良好な室内環境を形成するもので、自動制御により給排気口のいずれかの開閉を行うシステム、又は自然換気を促すための表示システムにより、中間期や夏期夜間の冷房負荷とファンの消費電力を低減するものである。
②自然換気システムが、主たる室用途の床面積の過半に導入されている。
③窓の手動開閉のみによるもの、エントランスホールなどにおいて出入口扉の開放のみによるものは対象外とする。
(3)-1 空調ポンプ制御の高度化_冷却水ポンプの変流量制御
①冷却水ポンプの変流量制御は、熱源機器用及び水熱源パッケージ形空調機用の冷却水ポンプに、熱源機器からの制御信号、冷却水出口温度などによるインバータ制御、熱源機器1台当たり冷却水ポンプ2台以上の並列運転による台数制御、又は水熱源パッケージ形空調機用の冷却水ポンプの適正容量分割による台数制御及びインバータ制御により、冷却水ポンプの消費電力を低減するものである。
②冷却水ポンプの変流量制御が、冷却水ポンプ総電動機出力の過半に導入されている。
③手動インバータ調整は対象外とする。
(3)-2 空調ポンプ制御の高度化_空調1次ポンプの変流量制御
①空調1次ポンプの変流量制御は、熱源機器の補機及び熱交換器回りの空調1次ポンプに、熱源機器からの制御信号などによるインバータ制御、熱源機器1台当たり空調1次ポンプ2台以上の並列運転による台数制御、又は熱交換器回りの空調1次ポンプの適正容量分割による台数制御及びインバータ制御により、空調1次ポンプの消費電力を低減するものである。
②空調1次ポンプの変流量制御が、空調1次ポンプ総電動機出力の過半に導入されている。
③手動インバータ調整は対象外とする。
(3)-3 空調ポンプ制御の高度化_空調2次ポンプの末端差圧制御
①空調2次ポンプの末端差圧制御は、密閉式回路の空調2次ポンプ系統において、最遠端の空調機の差圧でインバータ制御を行うもの、又は負荷流量に応じて変化する配管系の圧力損失の増減分を考慮し、推定末端差圧が確保できるように、負荷流量から吐出圧力又はバイパス差圧の設定値を演算してインバータ制御を行うものにより、空調2次ポンプの消費電力を低減するものである。
②空調2次ポンプの末端差圧制御が、空調2次ポンプ総電動機出力の過半に導入されている。
③吐出圧制御、バイパス間差圧制御などWEBプログラムで評価できるものは対象外とする。
(3)-4 空調ポンプ制御の高度化_空調2次ポンプの送水圧力設定制御
①空調2次ポンプの送水圧力設定制御は、密閉式回路の空調2次ポンプ系統において、冷温水自動制御バルブの開度情報等、空調機DDCと連携しながら、中央監視システムで演算された2次側負荷の冷温水過不足状況により、最適な送水圧力設定値に自動的に変更する制御（カスケード制御）を行うことにより、空調2次ポンプの消費電力を低減するものである。
②空調2次ポンプの送水圧力設定制御が、空調2次ポンプ総電動機出力の過半に導入されている。
③吐出圧制御、バイパス間差圧制御などWEBプログラムで評価できるものは対象外とする。

(4)-1 空調ファン制御の高度化 空調ファンの人感センサーによる変風量制御
①空調ファンの人感センサーによる変風量制御は、画像センサー、赤外線センサー、ウェアラブル端末などで人の在不在や人数を検出し、VAVの発停、設定値の変更などに反映することにより、冷暖房負荷と空調ファンの消費電力を低減するものである。
②空調ファンの人感センサーによる変風量制御が、主たる室用途の床面積の過半に導入されている。
③室内温度による変風量制御などWEBプログラムで評価できるものは対象外とする。
(4)-2 空調ファン制御の高度化 空調ファンの適正容量分割
①空調ファンの適正容量分割は、実際の熱負荷は空調機能力の10%以下の低負荷の時間帯が多いため、低負荷時にインバータ制御の下限値以下での効率的な運転が可能のように、同一ダクト系統に空調給気ファンを2台以上設置して台数制御とインバータ制御を併用することにより、空調ファンの消費電力を低減するものである。
②空調ファンの適正容量分割が、主たる室用途の空調給気ファン総電動機出力の過半に導入されている。
(4)-3 空調ファン制御の高度化 厨房ファンの変風量制御
①厨房ファンの変風量制御は、厨房ファン（厨房外調機を含む。）に、放射温度、フード内温度、ガス消費量などによるインバータ制御、又は厨房の使用状況等により手元スイッチで強・中・弱・切等の風量の切換操作（オン・オフは除く。）でインバータ制御を行う厨房ファンの風量モード切換制御により、厨房ファンの消費電力を低減するものである。
②厨房ファンの変風量制御が、電動機出力75kW以上の厨房ファン総電動機出力の過半に導入されている。
③手動インバータ調整などWEBプログラムで評価できるものは対象外とする。
(5)冷却塔ファン・インバータ制御
①冷却塔ファン・インバータ制御は、冷却塔ファンの台数制御又は発停制御に加え、冷却水温度により冷却塔ファンをインバータ制御することにより、冷却塔ファンの消費電力を低減するものである。
②冷却塔ファン・インバータ制御が、冷却塔ファン総電動機出力の過半に導入されている。
③冷却塔ファンの手動インバータ調整は対象外とする。
(6)照明のゾーニング制御
①照明のゾーニング制御は、廊下、エントランスホール、駐車場などにおいて、時間帯に応じて照度条件を緩和して、3/4点灯以下の間引き点灯又は調光による減光により、照明の消費電力を低減するものである。
②照明のゾーニング制御が、主たる廊下、エントランスホール、駐車場の合計床面積の過半に導入されている。
(7)フリークーリング
①フリークーリングは、冬期や中間期の外気と冷却塔の冷却水を利用して、熱交換器や密閉式冷却塔を用い、冷凍機を運転させず直接空調機へ冷水を送る方式、冷却塔の冷却水を冷凍機の予冷に利用する方式、冷水温度を15℃程度に上げて中温冷水として利用する方式などにより、熱源エネルギーを低減するものである。
②地域の気候特性に応じて有効に機能するフリークーリングシステムが導入されている。
(8)デシカント空調システム
①デシカント空調システムは、除湿ロータの吸着剤（シリカゲル、ゼオライト、活性炭、活性アルミナ、高分子など）で空気中の水分を吸着し、その吸着剤の再生熱源に再エネ（太陽熱、バイオマスなど）や排熱（コージェネレーション排熱、ヒートポンプ排熱など）を利用して除湿するもので、冷却と加熱を合わせた熱源エネルギーを低減するものである。
②デシカント空調システムが、主たる室用途の床面積の過半に導入されている。
③ヒートポンプ式の調湿外気処理機などWEBプログラムで評価できるものは対象外とする。

(9)クール・ヒートトレンチシステム
①クール・ヒートトレンチシステムは、地中温度が外気温度に比べて夏期は低く冬期は高いことを利用して、空調用の外気を樹脂管などによる独立したトレンチや建物の地下ピットなどを通過させて地中と熱交換させ、夏期は予冷、冬期は予熱して取り込むことにより、冷暖房時の外気負荷を低減するものである。
②クール・ヒートトレンチシステムが導入されている。
③地中熱利用ヒートポンプ、井水熱利用は対象外とする。
(10)ハイブリッド給湯システム等
①ハイブリッド給湯システム等は、同一の給湯系統の中に、ヒートポンプ給湯機と燃焼系給湯機を複数台接続して運転モードに合わせて高効率運転するように自動制御するハイブリッド給湯システム、排水等の排熱をヒートポンプ給湯機で利用する排熱利用給湯システムなど、中央式給湯の給湯機器の高効率化により、給湯エネルギーを低減するものである。
②ハイブリッド給湯システム、又は排熱利用給湯システムにおいて、ヒートポンプ給湯機の冬期高温貯湯条件における定格 COP が 30 以上のものが、同一の給湯系統の定格給湯能力の 10% 以上に導入されている。
③太陽熱利用とのハイブリッドなど WEB プログラムで評価できるものは対象外とする。
(11)地中熱利用の高度化(給湯ヒートポンプ、オープンループ方式、地中熱直接利用等)
①地中熱利用の高度化は、地中熱利用給湯ヒートポンプシステム、地中熱利用空調・給湯ヒートポンプシステム、オープンループ方式の地中熱利用ヒートポンプシステム、地中熱直接利用システムなど、地中と大気との温度差あるいは地中熱そのものを利用して、空調エネルギー又は給湯エネルギーを低減するものである。
②地中熱利用給湯ヒートポンプシステム、地中熱利用空調・給湯ヒートポンプシステム、オープンループ方式の地中熱利用ヒートポンプシステム、地中熱直接利用システムのいずれかが導入されている。
③クローズドループ方式の空調ヒートポンプシステムなど WEB プログラムで評価できるものは対象外とする。
(12)コージェネレーション設備の高度化(吸収式冷凍機への蒸気利用、燃料電池、エネルギーの面的利用等)
①コージェネレーション設備の高度化は、吸収式冷凍機への蒸気利用、燃料電池、地域冷暖房等によるエネルギーの面的利用など、ガスエンジンタイプで排熱を温水単独で取り出し自家消費するものに比べて高効率で省エネに寄与するものである。
②コージェネレーション排熱の吸収式冷凍機への蒸気利用又は蒸気・温水併用、燃料電池、地域冷暖房等によるエネルギーの面的利用のいずれかが導入されている。
③ガスエンジンタイプで排熱を温水単独で取り出すものなど WEB プログラムで評価できるものは対象外とする。
(13)自然採光システム
①自然採光システムは、ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト、光ダクトシステム、又は特殊ブラインド採光システム(グラデーショナルブラインド、クライマー式ブラインド、偏光ブラインドなど、自然採光に配慮した特殊ブラインドを利用したものに限る。)、又はそれらの組合せで、積極的な昼光利用を促すもので、明るさ感知による自動点滅制御、又は明るさセンサーによる昼光利用制御の併用により、照明の消費電力を低減するものである。
②自然採光システムが、主たる室用途の床面積の過半に導入されている。
③照明のスケジュール制御又は手動操作により日中の消灯又は間引き点灯を行うもの、フルハイトガラスの採用等、単純に窓面積を大きくしているもの、一般的なブラインドやロールスクリーンの日射制御は対象外とする。

(14)超高効率変圧器

①超高効率変圧器は、トップランナー基準の第一次判断基準からさらに全損失（エネルギー消費効率）を20%以上低減したものである。

②超高効率変圧器が、トップランナー基準の第二次判断基準の適用対象（除外品は除く。）の変圧器の全てに導入されている。

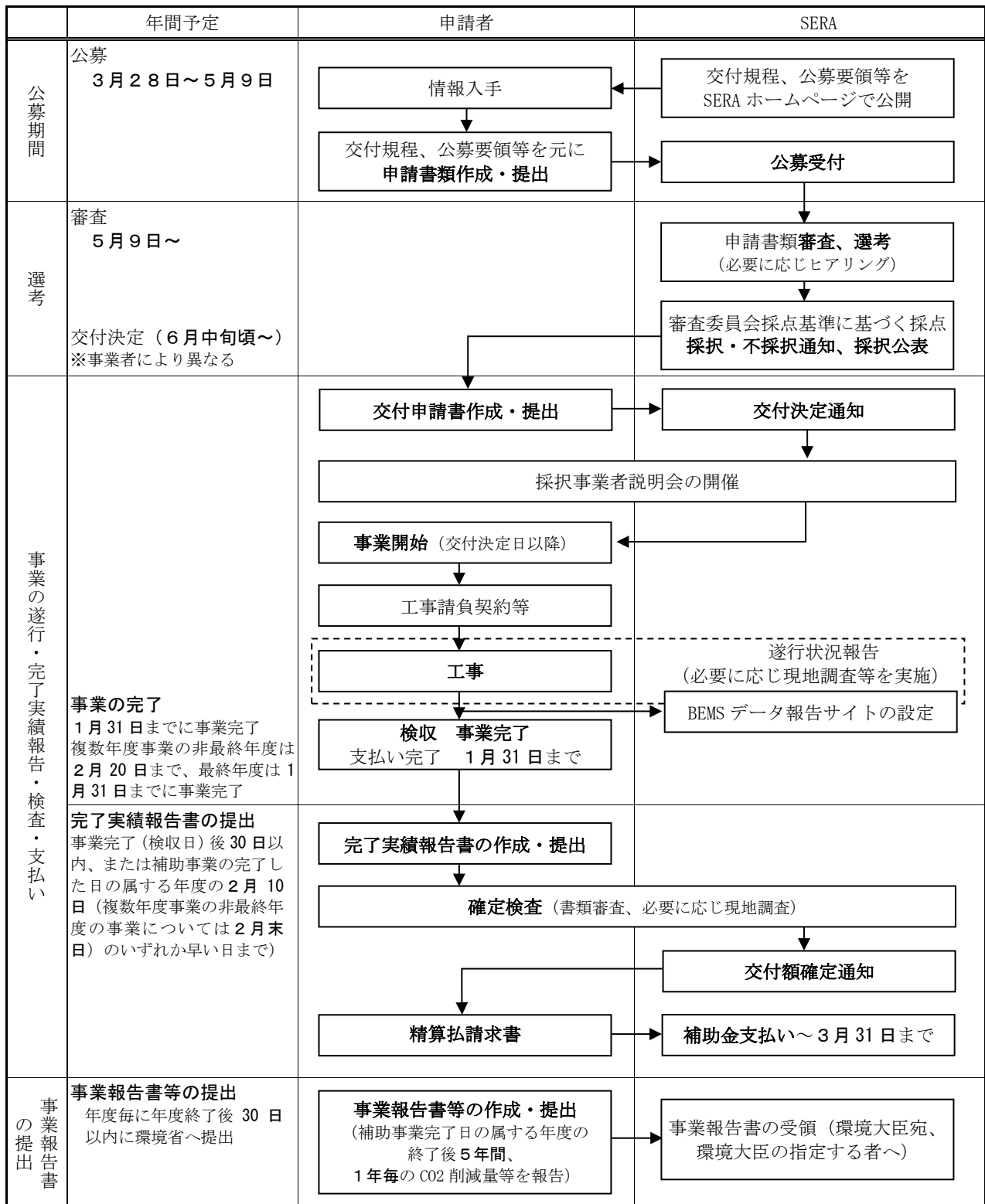
(15)熱回収ヒートポンプ

①熱回収ヒートポンプは、往復動圧縮機、スクロール圧縮機、スクリーュー圧縮機又は遠心圧縮機によるヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造することにより、熱源機器の消費電力を低減するものである。

②熱回収ヒートポンプの熱回収運転時の総合 COP（冷却 COP と加熱 COP の合計）が 6.0 以上のものが、建築物全体の温熱源供給能力の 5%以上に導入されている。

第2章 補助事業の実施に 関する事項

1. 事業スケジュール（スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある）



2. 補助対象事業の選定

(1) 選定方法 ※審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応いたしかねますのでご了承ください。

交付申請者より提出された実施計画書等をもとに、審査基準に基づき厳正に審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。なお、予算範囲と応募状況の関係に鑑み、同一事業者の採択を3件程度以内とする場合がある。

(ア) 対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わない。

(イ) 審査時は以下の点を満たす事業について加点する。

- ① 激甚災害での被災建築物を建て替え・改修する事業については、審査段階において大きく加点する。
- ② 実施箇所が「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の再エネ促進区域内⁵に位置づけられている場合は、審査段階において加点する。
- ③ 実施箇所が建築物省エネ法第67条第2～6項に規定する建築物再エネ利用促進区域内⁶に位置づけられている場合は、審査段階において加点する。
- ④ 学校について、エコスクール・プラス（環境を考慮した学校施設）の認定⁷を受けている場合は、審査段階において加点する。
- ⑤ 当該建築物の所有者たる補助事業者が「リーディングテナント行動方針」⁸の賛同者である場合、または当該建築物に同方針の賛同者がテナントとして入居実績または予定のある場合は、審査段階において加点する。
- ⑥ 次ページに示すレジリエンス機能に関する加点要件を満たすように建築物整備を行う事業については、審査段階において加点する。
- ⑦ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業については審査段階において加点する。
*電力調達も勘案し再エネ100%となる事業とは、施設全体のエネルギー消費量を全て再エネで賄う事業のこと。グリーン電力証書、J-クレジット、非化石証書などの利用も可能。
- ⑧ 第1章資料1に示す要件を満たす建材一体型太陽電池を導入する事業については、審査段階において加点する。
- ⑨ 補助対象となる導入設備に2023年度、2024年度のLD-Tech 認証製品⁹が含まれる事業については、審査段階において加点する。
- ⑩ 補助対象となる導入設備に自然冷媒を用いる空調関連設備が含まれる事業については、審査段階において加点する。
- ⑪ 申請者等が2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、温室効果ガスの排出削減目標を設定している場合は、審査段階において加点する。
- ⑫ デコ活応援団への参画、デコ活宣言等の実施、デコ活に関する取組を行っている場合については、審査段階において加点する。

⁵ 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト（環境省） https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

⁶ 建築物再エネ利用促進区域および関連情報（国土交通省） <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/03.html>

⁷ エコスクール・プラス（文部科学省） https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm

⁸ リーディングテナント行動方針（環境省） <https://www.env.go.jp/earth/zeb/tenant/index.html>

⁹ LD-Tech 認証（環境省） https://www.env.go.jp/earth/post_93_00001.html

¹⁰ エコ・ファースト認定（環境省） <https://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/>

- ⑬ エコ・ファースト認定¹⁰を受けている場合については、上記⑪及び⑫の要件を満たすものとして、審査段階において加点する。
- ⑭ 複数年度事業について、全補助対象経費における初年度事業費の割合が高いものを加点とする。
- ⑮ 令和6年に発生した能登半島地震の被災地域において、被災建築物を建て替え・改修する事業については、審査段階における加点とする。

<レジリエンス機能に関する加点要件>

下記の①、②のいずれも満たすこと

- ① レジリエンス機能（停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能）が求められる公共性の高い施設であることを証する書面（地域防災計画、地方公共団体との災害時協定、災害時対応にかかる地方公共団体との契約等）を提出すること。
 - *「地域防災計画とは、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第40条又は第42条に基づき、都道府県や市町村が設置した防災会議が作成するものであり、防災のために処理すべき業務等を定めた法定計画のこと。
 - *「地方公共団体との災害時協定」とは、地方公共団体と民間企業等との間で締結された協定等であり、その内容に災害時における防災拠点、避難施設等として位置づけられる旨を含むものを指す。
 - *「災害時対応にかかる地方公共団体との契約」とは、地方公共団体と民間企業等との間で締結された災害時対応にかかる契約等であり、その内容に災害時における防災拠点、避難施設、として位置づけられる旨や、当該契約を遂行するために稼働する必要のある事務所等を含むものを指す。
- ② 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再エネ発電設備（太陽光発電、風力発電、小水力発電等）及び据置（定置）型蓄電池を導入すること。なお、レジリエンス性を増強させるコジェネレーションシステム等については、それ単独では本要件を満たすとは見做さないが、レジリエンス性増強分について補助対象になり得る。その上で、当該設備を上層階以上又は水密構造の部屋に主要設備を設置するなど、想定外の水害等による浸水発生時においても安定してエネルギー供給を行うことができる設計となっていること。

(ウ) 審査の結果、対象事業要件に適合する提案であっても、予算の範囲内で選定するため、補助金額の減額又は不採択となる場合がある。

(エ) 審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求める場合がある。

(2) 審査基準案

本事業の審査基準（案）は下記の通り。なお、正式な審査基準は、今後開催される審査委員会において決定される。

本補助事業の目的に照らした、事業内容の妥当性
当該事業のモデル性、他事業への波及効果
事業実施体制の妥当性（施工管理体制、設備導入後の管理体制等）
当該建築物の環境性能（ZEB ランク、省エネ性能、外皮性能等）
当該建築物のCO2削減性能（削減量、費用対効果等）

資金計画の妥当性、財政的基盤
その他

3. 申請にあたっての留意事項

(1) 虚偽の申請に対する措置

交付申請書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、SERA ホームページを通じ、申請者の名称等を公表する。

(2) 補助対象経費

交付規程別表第1から第3に掲げる費用のうち、補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る（事業メニューによっては補助対象とならない費目もある）。補助対象外経費の代表例は以下のとおり。

<補助対象外経費の代表例>

補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

- ・既存施設の撤去・移設・廃棄・処分費用（必ず補助対象外経費に計上すること）
- ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費
- ・予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
- ・補助事業期間外（交付決定前及び事業完了後）の支出
- ・官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・本補助金への申請手続きに係る経費 等

(3) 利益排除

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合は調達先の選定方法如何に関わらず、自社調達によってなされた工事、物品購入等について、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。

4. 補助事業採択後における留意事項

(1) 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによる。

これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあるため、制度について十分理解の上、申請すること。

(2) 交付申請からの流れ

補助金の交付対象となる補助対象経費は、原則として、令和8年1月31日（複数年度事業の1年度目については令和8年2月20日）までに行われる事業に要する経費であって、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までに支払いを証する書類（振込受領書等）をSERAに提出することとする。）に限る。補助対象経費の詳細は、交付規程別表第2の内容となる。

（ア） 交付決定

SERAは、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ② 本事業で対象となる補助対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費（固定価格買取制度による売電を行うため設備等の導入経費を含む。）を含まないこと。
- ③ 地方公共団体の補助金等との併用は可能であるが、その場合は別紙2の「寄付金その他の収入」欄に記載すること。ただし国の補助金等を原資としないことを原則とする。なお、疑義が生じた場合はSERAまで問い合わせること。
- ④ 本事業の補助対象経費以外の経費を含まないこと。

（イ） ZEB 実現に要する資金調達のため、当該申請建物及び土地に抵当権を設定する場合

補助事業者が、本事業実施に要する資金を調達するにあたり、本事業において既存、新築、増改築を行う建築物及び土地に対して抵当権設定を予定している場合は、あらかじめ財産処分の承認を受けること。なお、根抵当権はその性格から原則認めておりません。また、資金の調達計画については、補助対象部分のみならず、建築工事等を含む全体を申請時点で示すこと。

（ウ） 事業の開始

補助事業者は、SERAからの交付決定を受けた後に、事業開始すること。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際の注意事項は、以下のとおりである。

- ① 契約・発注、着工は原則、SERAの交付決定日以降に行うものであること。
- ② 本事業によって導入する設備等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不适当である場合を除き、入札や3者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- ③ 補助事業者が発注する時点で入札や3者以上の見積りを行うこと。
- ④ 補助事業者が専門工事業者を3者以上の見積りにより選定し工事金額を決め、工事管理費用をコストオンして元請会社と工事契約を締結し、元請会社と専門工事業者が決められた工事金額で下請契約をするコストオン契約も可とする。ただし、当該年度の元請から下請業者への当該工事の支払いが完了していないと事業完了とならず、確定検査での証憑とし

て下請け契約書、請求書、振込証明書も必要となる。なお、コストオンフィーは補助対象外とする。

- ⑤ 事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った3者以上の見積り依頼及び見積・入札結果を認めるが、必ずしも補助事業者として採択されるとは限らないことに留意すること。加えて事業の進め方に関して SERA に事前に相談し、交付決定がされた場合に備え、事業完了後の確定検査時に必要な書類を整備しておくこと。その場合においても工事の契約・着工の開始は必ず SERA の交付決定日以降に行うこと。
- ⑥ 設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ（省エネ評価を含んだもの）により設計者や施工請負業者が決定している場合、業者決定についてその結果を認める（3社以上の見積りは不要）。ただし、補助対象範囲に関する工事開始は交付決定日以降とすること。
- ⑦ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にする。
- ⑧ 契約・発注形態は建築躯体と設備の一括発注、設備一括発注、設備区分ごとの分離発注のいずれも可とする。
- ⑨ 補助事業全体の内容・金額が把握できるように、関連する補助対象外部分も含む契約とする。（補助対象部分のみの契約とはしない。）工事区分は適宜細分し各設備の導入費用を明確にする。
- ⑩ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- ⑪ 複数年度にわたる事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにする。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。
- ⑫ 事業開始後は、SERA の作成する「補助事業の手引き」及び「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課）等に基づき事務処理を行うこと。
- ⑬ 事業計画に変更のある場合、または変更が生じる恐れがある場合、必ず SERA まで相談し、必要な手続きを取ること（完了時に判明した計画外の設備や工事は補助対象外とする場合があるので注意すること）。

（エ）完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後 30 日以内又は当該年度 2 月 10 日（複数年度事業の非最終年度目は 2 月末日）のいずれか早い日までに完了実績報告書を SERA 宛てに提出すること。補助事業の完了日は、検収をした日となる。

補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、SERA は書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行う。

（オ）補助金の支払い

補助事業者は、SERA から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。
SERA は、精算払請求書による請求に基づき、補助金を支払う。

（カ）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、環境省による補助事業によって取得したものである旨を明示しなければならない。

取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び完了実績報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ SERA の承認を受ける必要がある。その場合、財産処分納付金の国庫への納付が必要になることがある。

補助事業完了後、有償譲渡等の所有権の移転が生じた場合は、原則、国庫納付（補助金の返還）が必要なので注意すること。

（キ）事業報告に関する規定

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、年度毎に当該補助事業による過去1年間のCO₂削減効果等に係る事業報告書等を環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までのCO₂削減効果等に係る事業報告書等を翌々年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出しなければならない。補助事業者は、報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

また、報告の際には、申請時等において提出済みのCO₂排出削減量等の情報に対する実績報告に加え、下記の項目等を追加情報として同時に報告すること。（詳細については採択後に示す。）

- ① 対象建築物の稼働率（テナント契約がなく空きが生じている期間や改装等により停止している期間等を基に算出するもの。）
- ② 対象建築物に係る追加性のある再エネ電力（PPA、自己託送等）の調達状況
- ③ 対象建築物に係る環境価値証書（再エネ電力メニューの利用、再エネ証書、炭素クレジット等）の調達状況

※②及び③についての報告は任意とする。

（ク）補助対象建築物のZEBに資する設計情報ならびに実施状況報告の情報開示

本事業は、その趣旨に基づき、補助対象建築物のZEB基準の水準の省エネ性能の実現に資する設計情報ならびに、事業完了後の事業報告の内容について情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。従って、補助事業者から提出されるデータ（詳細はP.3「1. 対象事業（2）エネルギー利用に関する要件」及びP.4「（6）その他の要件（ア）技術や設計手法、費用等の情報開示について」を参照）について、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消又は返還を求めることもあるので注意すること。

（ケ）維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、交付規程第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、設備導入に関わる各種法令を遵守すること。

（3）経理等について

(ア) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間又は補助事業によって取得した財産の法定耐用年数が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

(イ) 国庫補助金の圧縮記帳等

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができる。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られるので、別表第2の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されない。

なお、これらの規定の適用を受けるにあたっては、一定の手続きが必要となるので、手続きについて不明な点があるときは、所轄の税務署等に相談すること。

(ウ) J-クレジット

補助事業者は、耐用年数等を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

5. その他

(1) 申請書等記載事項の情報の取り扱いについて

交付申請書等に記載された情報は、補助事業の管理運営及び検証評価のために使用し、それら及び下記の場合以外の目的において、補助事業者の許諾を得ずに使用することはない。

(ア) 法令により提供を求められた場合

(イ) 人の生命・身体又は財産の保護のために提供の必要がある場合であって、補助事業者の許諾を得ることが困難である場合

(ウ) 国の機関又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力するために提供の必要がある場合

(2) CO2削減量の把握及びZEBの普及展開への協力

補助事業者は、事業の実施によるCO2排出削減量等の事業成果を継続的に把握し、事業完了後及び事業報告完了後においても、環境大臣及び環境大臣の指定する者の求めに応じて事業の実施に係る情報その他事業の効果等の分析・周知等に必要な情報を提供すること。

本事業では、申請情報や補助金交付後の補助対象建築物の運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表する。また、ZEBの実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの事業報告も併せて公表する。本事業の採択事業について得られた情報も、調査・分析の対象と

なり、その分析結果は ZEB の実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

ただし、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について、当該補助事業者からの申し出があった場合は、この限りではない。

(3) 補助事業完了後の現地調査

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果（CO₂ 排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合がある。

(4) 補助事業の明示

補助金によって整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業であることをプレートやシール等を利用して明示すること。

(5) 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等にあたっては、「環境省 建築物等の ZEB 化・省 CO₂ 化普及加速事業」によるものである旨を、広く一般に周知すること。

(6) 連携事業との関係

本事業は、経済産業省資源エネルギー庁が実施する令和 7 年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）」との連携事業であり、本事業では、地方公共団体施設、延べ面積 10,000 m²未満の新築地方公共団体以外の施設、及び延べ面積 2,000 m²未満の既存地方公共団体以外の施設を対象としている。

事業成果については、他の事業者への普及促進を目的として広く一般に紹介することもある。

(7) 申請書類の審査における一部外部委託について

本補助金交付申請の審査の一環として、BEMS による計量区分（熱源・空調・換気・照明・給湯・創エネ等）ごとのエネルギー計算・計測及び未評価技術の評価方法の適切性について、外部機関に技術支援を委託している。

申請受付以降、委託先外部機関から上記委託事項に関連する質疑・照会・指示等が発生する場合がある。

第3章 公募（申請）に 関する事項

1. 交付申請の方法

(1) 申請書類

申請にあたり提出が必要となる書類は下記のとおり。SERA ホームページより「提出書類チェックシート（ZEB 普及）」をダウンロードし、参照の上、記載漏れ、提出漏れのないように注意すること。

申請書類のうち、①～⑤までの指定様式については、SERA ホームページより電子ファイルをダウンロードして作成すること。

①交付申請書【様式第1】（PDF形式及びWord形式）

※押印は必要としない。

②実施計画書【別紙1】（PDF形式及びExcel形式）（別添を含む）

※実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにすること。

※対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類（機器仕様、設備図面（A3以上））等を必ず添付すること。

※その他、実施計画書に記載されている必要書類（根拠資料、カタログ等）を添付すること。

③経費内訳【別紙2】（PDF形式及びExcel形式）

※補助対象経費のみを記載し、金額の根拠がわかる書類（見積書及び交付規程別表第2に定める根拠資料等）を必ず用意し、積算内訳と紐付けを行い提出すること

※県や市町村からの補助金等との併用は可能であるが、その場合は「寄付金その他の収入」欄に記載すること。

④導入量算出表【別添6】（PDF形式及びExcel形式）

⑤予算書抜粋表【別添7】（PDF形式及びExcel形式）（地方公共団体用）

※押印は必要としない。

⑥企業概要、定款等（共同事業者がある場合はそれを含む。）

・企業パンフレット等業務概要がわかる資料

・定款又は寄附行為

・申請者が個人事業主の場合は、住民票の原本（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄附行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

⑦経理状況説明書（共同事業者がある場合はそれを含む。）

直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（交付申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）を提出すること。

また、申請者が個人事業主の場合は、直近3年分の確定申告書の写し(個人番号を黒塗りにしたもの)を提出すること。

⑧暴力団排除に関する誓約事項

別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意した上で別紙4交付要件等確認書を提出すること。※押印は必要としない。

⑨その他参考資料

申請にあたって、計画内容に不明な点がある場合等、追加の説明資料や根拠資料の提出を求める場合があるため、申請者はこれに協力すること。

(2) 申請書類の提出方法

交付申請は、原則 jGrants 電子申請システムを利用して申請すること。

jGrants での申請では、(1)のうち、①交付申請書【様式第1】、②実施計画書【別紙1】、③経費内訳【別紙2】を提出すること。

jGrants を利用しての補助金申請には、「G ビズ ID (gBizID プライムアカウント)」を事前に取り得ておく必要がある。G ビズ ID 取得には、時間を要す場合があるので、注意すること。

「jGrants」及び「G ビズ ID」に関するお問い合わせは、下記の各運営団体にすること。

jGrants <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

G ビズ ID <https://gbiz-id.go.jp/top/>

また、①～③の電子データを含む(1)のすべての電子データを、電子媒体(CD-R または DVD-R 等)に入れ、郵送(簡易書留等追跡できるサービス)等により SERA へ提出すること。

電子媒体(CD-R または DVD-R 等)は、封書に入れ、宛名面に、申請者名及び本事業の申請書類である旨(例:「新築建築物の ZEB 普及促進支援事業交付申請書類」)を明記すること。

(3) 提出先

①交付申請書等の提出先

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDL4vMAH>

②交付申請書等を含めた申請書一式の電子データを保存した電子媒体(CD-R または DVD-R 等)の提出先

一般社団法人静岡県環境資源協会 省 CO2 促進事業支援センター
〒420-0852
静岡市葵区紺屋町12-6 シャンソンビル紺屋町7階

(4) 公募期間

① 交付申請書等の提出

令和7年3月28日(金)～5月9日(金) 17時必着

② 交付申請書等を含めた申請書一式の電子データを保存した電子媒体の提出

令和7年3月28日(金)～5月13日(火) 17時必着

受付期間以降に SERA に到着した書類のうち、遅延が SERA の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても受け付けないので、十分な余裕をもって交付申請すること。

2. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のとおり。ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように法人名及び申請予定の事業名を記入すること

<メール件名記入例>

例：【株式会社〇〇〇】ZEB 普及事業問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人静岡県環境資源協会 省 CO2 促進事業支援センター

E-mail : zeb@siz-kankyuu.or.jp

TEL : 054-266-4161

FAX : 054-266-4162

別表第1

ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

1. 補助事業	2. 補助対象経費	
<p>新築／既存建築物の ZEB 普及促進支援事業</p> <p>ZEB の更なる普及拡大のため、新築／既築の建築物 ZEB 化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。なお、ZEB の基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEB リーディング・オーナーへの登録を行い、ZEB プランナーが関与する事業であること等の補助要件を設ける。また、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT 等の新たな木質部材を用いる事業については優先採択枠を設ける。</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で執行団体が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	
	3. 基準額	
	<p>執行団体が必要と認めた額</p>	
4. 補助率等		
<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に下表の補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また上限額を下表の通りとする。</p>		
補助対象、補助率等		
延べ面積	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1／2	『ZEB』 2／3
	Nearly ZEB 1／3 ZEB Ready 対象外 (各上限3億円)	Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 対象外 (各上限3億円)
2,000㎡以上 10,000㎡未満	『ZEB』 1／2	『ZEB』 2／3
	Nearly ZEB 1／3 ZEB Ready 1／4 (各上限3億円)	Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限5億円)

10,000 m ² 以上	『ZEB』 1 / 2	『ZEB』 2 / 3
	Nearly ZEB 1 / 3	Nearly ZEB 2 / 3
	ZEB Ready 1 / 4	ZEB Ready 2 / 3
	ZEB Oriented 1 / 4	ZEB Oriented 2 / 3
	(各上限 3 億円)	(各上限 5 億円)

※本事業における ZEB の定義は以下とする。

- A. 『ZEB』：設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減（再エネ除く）し、かつ基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減（再エネ含む）となる建築物。
- B. Nearly ZEB：設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減（再エネ除く）し、かつ基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満削減（再エネ含む）となる建築物。
- C. ZEB Ready：設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減（再エネ除く）し、かつ基準一次エネルギー消費量から 50%以上 75%未満削減（再エネ含む）となる建築物。
- D. ZEB Oriented：延べ面積 10,000 m²以上の建築物のうち、設計時において基準一次エネルギー消費量から 30%以上（事務所等、学校等、工場等の場合は 40%以上）削減（再エネ除く）となり、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表された未評価技術を導入する建築物。

このうち、交付の対象となる ZEB は上表記載の通りである。

※交付対象となる地方公共団体としては、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。また、延べ面積において新築の場合 10,000 m²以上、既存の場合 2,000 m²以上の建築物については地方公共団体のみ対象とする。

※令和 6 年度当初予算以前の建築物等の ZEB 化・省 CO₂ 化普及加速事業等から継続する事業については、上記に関わらず当該事業の例による。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ②機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ③特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>
	付帯工事費		
	機械器具費		
	測量及試験費		
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p>

事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等 報酬・給 料・職員手 当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借 料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。